

令和 8 年度 市民税・県民税の申告書の手引き

【 この申告書は令和 7 年度 市民税・県民税の申告をした方に送付しています 】

- ◎ 申告が必要かどうかは、2 ページの「市・県民税の申告要否フローチャート」で必ずご確認ください。
- ◎ 前年中に収入（所得）がなかった方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料の算定・税関係の証明書の発行・その他福祉サービス等に影響しますので、申告漏れのないようご注意ください。
- ⇒ 前年中に収入（所得）がなかった方、非課税収入（障害年金・遺族年金等）のみの方は右の二次元バーコードよりオンライン申告できます。

URL : <https://logoform.jp/form/XAEm/1337591>



申告期間	2 月 16 日（月）～ 3 月 16 日（月） ※ <u>開始から 3 日間程度は大変混雑しますので、分散して来庁いただきますよう、ご協力をお願いします。</u>	
申告会場	桑名市役所 1 階 11 番窓口（税務課）	
受付時間	午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（土日祝を除く）	
必要書類	・ 市民税・県民税申告書 ・ 本人確認書類、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※ 代理で申告する場合は、追加で委任状や代理人の本人確認書類など ・ 収入や控除の証明となるもの 収入の証明…給与・公的年金等の源泉徴収票、各種所得の支払を証明する書類、営業・農業・不動産所得の収入金額や必要経費が分かる書類 など 控除の証明…社会保険料・生命保険料・地震保険料等の払込（控除）証明書、医療費の明細書（14 ページに様式あり）、障害者手帳 など	
窓口・郵送での提出方法	・ 申告書を提出するのみ（職員による対面確認不要）の場合は、同封の返信用封筒での郵送または窓口での提出が可能です。 ・ 郵送の場合、15 ページの添付書類台紙に控除の証明など必要書類を貼付して提出してください（書類添付がないと控除は無効となりますのでご注意ください）。	
	窓口提出先	桑名市役所税務課、各地区市民センター（大山田・多度・長島）、サテライトオフィス

＜お問い合わせ先＞ 桑名市役所税務課 市民税・管理係（桑名市役所 1 階 11 番窓口）
0594-24-1149 / 1150（9：00～16：30 土日祝を除く）

スタート



申告に当たっての注意事項

フローチャートの「市・県民税の申告が必要です。」に該当した方へ

- ・ **税務署に所得税の確定申告をする（した）場合は、市・県民税の申告は不要です。**
⇒ 所得税の確定申告の手続きの詳細は、国税庁ホームページより確認してください。
国税庁ホームページ <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top>
※ 「国税庁 確定申告 作成コーナー」で検索
- ・ 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与所得以外の所得が20万円以下の場合、または公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の申告義務はありません。しかし、市・県民税については少額でも必ず申告しなければなりません。
- ・ **事業所得（営業、農業、不動産等）申告する場合は、「収支内訳書（収入や必要経費を記入するもの）」を必ず提出してください。**「収支内訳書」の様式は、国税庁ホームページまたは桑名市ホームページから取得してください。
桑名市ホームページ <http://www.city.kuwana.lg.jp>
⇒ トップページ>生活便利サービス>税金>市民税・県民税>個人市民税・県民税（住民税）の申告について

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした方へ

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を寄附先の市区町村に提出した場合でも、**市・県民税の申告または確定申告を行う場合は、必ず寄附金の内容を含めて申告してください。**
- ※ ふるさと納税ワンストップ特例制度は、ご自身で確定申告や市・県民税の申告をする場合は無効となります。そのため、申告書に記載がないと控除が受けられません。

医療費控除を申告する方へ

- ・ **医療費控除を申告する場合、必ず「医療費控除の明細書（14ページに様式あり）」または「セルフメディケーション税制の明細書」を提出してください。**明細書の提出がない場合や、領収書のみ提出の場合は、控除は受けられません（郵送で申告書を提出する場合も同様となります）。
- ※ 医療費等の領収書は、ご自身で5年間保存する必要があります。

市・県民税及び森林環境税額の計算

個人の市・県民税には、前年の所得が一定額以上あると一律に課税する「均等割」と、この均等割に併せて国税である「森林環境税」、また前年の所得に基づいて算定する「所得割」があります。

$$\boxed{\text{市・県民税及び森林環境税の税額}} = \boxed{\text{均等割額} + \text{森林環境税}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

● 均等割額 計 6,000 円

市民税	県民税	国税（森林環境税）
3,000 円	2,000 円	1,000 円

● 所得割額（前年の所得金額－所得控除）× 税率－調整控除－税額控除等＝所得割額

市民税（税率）	県民税（税率）
6 %	4 %

※税額控除等には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額控除があります。

● 調整控除

合計課税所得金額が 200 万円以下の方	合計課税所得金額が 200 万円超の方
次のいずれか小さい額の 5% ・ 人的控除額の差の合計 ・ 合計課税所得金額	{ 人的控除額の差の合計－（合計課税所得金額－200 万円） } × 5% ※2,500 円未満の場合は 2,500 円。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

● 配当控除

所得の内容	課税総所得金額等の額	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の配当・分配 特定投資信託の収益の分配	1,000 万円以下の部分	1.6%	1.2%
	1,000 万円超の部分	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配 （一般外貨建等証券投資信託を除く）	1,000 万円以下の部分	0.8%	0.6%
	1,000 万円超の部分	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	1,000 万円以下の部分	0.4%	0.3%
	1,000 万円超の部分	0.2%	0.15%

● 住宅借入金等特別税額控除

平成 21 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方の所得割額から、次の①又は②のいずれか小さい額が控除されます。

(1) 平成 26 年 3 月までの入居の場合

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

(2) 平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの入居の場合

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 8%又は 10%の場合

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

(3) 令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月までの入居の場合

※令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は(2)の条件を適用

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

● **寄附金税額控除**

前年に支出した次の寄附金が対象となり、（寄附金 － 2,000 円）×10%が控除されます。

- ①地方自治体に対する寄附金（ふるさと納税・災害義援金等）
- ②日本赤十字社（三重県支部）及び三重県共同募金会に対する寄附金
- ③三重県及び桑名市が指定した団体に対する寄附金

なお、①の場合のみ、特例控除額（所得割額の 20%が上限）が合わせて控除されます。

特例控除額 ＝（寄附金 － 2,000 円）×（90% － 所得税率※ × 1.021）

※「市・県民税の課税総所得金額 － 人的控除差調整額」により判断した所得税率

所得金額

種 類	所得の概要	所 得 金 額 の 計 算 方 法													
営業等所得 ア ①	販売業、製造業、飲食業、サービス業などから生ずる所得のほか、外交員、集金人、大工、左官などの事業から生ずる所得	収入金額 － 必要経費 ＝ 所得金額 ※必要経費 収入金額を得るために要した費用													
農業所得 イ ②	農産物の生産、果樹の栽培などの事業から生ずる所得														
不動産所得 ウ ③	地代、家賃、権利金など														
利子所得 エ ④	公債、社債、預貯金(日本国外の銀行に預けたもの)の利子など	収入金額 ＝ 所得金額													
配当所得 オ ⑤	株式や出資の配当など	収入金額 － 元本取得のため要した負債利子 ＝ 所得金額													
給与所得 カ ⑥	給与、俸給、賞与など	<table><tr><th>給与等の収入金額（円）</th><th>給与所得の金額（円）</th></tr><tr><td>～ 1, 899, 999</td><td>収入金額－650, 000</td></tr><tr><td>1, 900, 000 ～ 3, 599, 999</td><td>{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×70%－80, 000</td></tr><tr><td>3, 600, 000 ～ 6, 599, 999</td><td>{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×80%－440, 000</td></tr><tr><td>6, 600, 000 ～ 8, 499, 999</td><td>{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×90%－1, 100, 000</td></tr><tr><td>8, 500, 000 ～</td><td>収入金額－1, 950, 000</td></tr></table>		給与等の収入金額（円）	給与所得の金額（円）	～ 1, 899, 999	収入金額－650, 000	1, 900, 000 ～ 3, 599, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×70%－80, 000	3, 600, 000 ～ 6, 599, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×80%－440, 000	6, 600, 000 ～ 8, 499, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×90%－1, 100, 000	8, 500, 000 ～	収入金額－1, 950, 000
		給与等の収入金額（円）	給与所得の金額（円）												
		～ 1, 899, 999	収入金額－650, 000												
		1, 900, 000 ～ 3, 599, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×70%－80, 000												
		3, 600, 000 ～ 6, 599, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×80%－440, 000												
		6, 600, 000 ～ 8, 499, 999	{収入金額÷4(千円未満切捨)}×4×90%－1, 100, 000												
		8, 500, 000 ～	収入金額－1, 950, 000												
		※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。(1)～(4)に複数該当しても控除の適用は一度限り。													
(1) 本人が特別障害者に該当する															
(2) 23歳未満の扶養親族を有する＊															
(3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する＊															
(4) 特別障害者である扶養親族を有する＊															
＊ この控除は、扶養控除とは異なり同一生計内のどなたか一人のみの所得者に適用するという制限がありません。															
◆所得金額調整控除 {給与等の収入金額(※)－850万円}×10%(1円未満切上げ) ※1, 000万円超の場合は1, 000万円															
また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、P. 8を参照してください。															

種 類		所得の概要	所 得 金 額 の 計 算 方 法			
雑 所 得 ⑩	公 的 年 金 等 キ ⑦	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など	【65歳未満の方】昭和36年1月2日以後の生まれ			
			公的年金等の 収入額(円) (A)	公的年金等雑所得の金額(円)		
				公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
				1,000万円以下 の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下 の場合	2,000万円を 超える場合
			～ 1,299,999	(A) － 600,000	(A) － 500,000	(A) － 400,000
			1,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 75% － 275,000	(A) × 75% － 175,000	(A) × 75% － 75,000
			4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 85% － 685,000	(A) × 85% － 585,000	(A) × 85% － 485,000
			7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 95% － 1,455,000	(A) × 95% － 1,355,000	(A) × 95% － 1,255,000
			10,000,000 ～	(A) － 1,955,000	(A) － 1,855,000	(A) － 1,755,000
			【65歳以上の方】昭和36年1月1日以前の生まれ			
公的年金等の 収入額(円) (A)	公的年金等雑所得の金額(円)					
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
	1,000万円以下 の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下 の場合	2,000万円を 超える場合			
～ 3,299,999	(A) － 1,100,000	(A) － 1,000,000	(A) － 900,000			
3,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 75% － 275,000	(A) × 75% － 175,000	(A) × 75% － 75,000			
4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 85% － 685,000	(A) × 85% － 585,000	(A) × 85% － 485,000			
7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 95% － 1,455,000	(A) × 95% － 1,355,000	(A) × 95% － 1,255,000			
10,000,000 ～	(A) － 1,955,000	(A) － 1,855,000	(A) － 1,755,000			
※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として <u>給与所得の金額から差し引く。</u>						
◆所得金額調整控除＝（給与所得控除後の金額＋公的年金等雑所得）－10万円						
なお、給与所得控除後の金額及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円						
	業務 ク⑧	原稿料、講演料など	収入金額 － 必要経費 ＝ 所得金額 ※事業までは至らない、営業を目的とした副業。それ以外は⑨			
	その他 ケ⑨	個人年金、互助年金など	収入金額 － 必要経費 ＝ 所得金額			
一時所得 シ ⑪		賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金など	〈収入金額 － 必要経費 － 特別控除額（50万円）〉 × 1/2			

所得控除

種 類		控除を受けるための要件等																																																																																					
社会保険料控除 ⑬	要 件	前年中に社会保険料（国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など）を支払った場合																																																																																					
	控 除 額	前年中に支払った金額																																																																																					
	必要書類	控除証明書、領収書等																																																																																					
小規模企業 共済等掛金控除 ⑭	要 件	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合																																																																																					
	控 除 額	前年中に支払った金額																																																																																					
	必要書類	支払った掛金額の証明書																																																																																					
生命保険料控除 ⑮	要 件	前年中に一般生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合																																																																																					
	控 除 額	<table><tr><th colspan="5">旧契約（平成23年12月31日以前締結分）</th><th colspan="5">新契約（平成24年1月1日以後締結分）</th></tr><tr><td rowspan="4">計算式Ⅰ</td><td>支払保険料額(a)</td><td colspan="2">控除額</td><td rowspan="4">計算式Ⅱ</td><td>支払保険料額(b)</td><td colspan="2">控除額</td></tr><tr><td>15,000円以下</td><td colspan="2">全額(a)</td><td>12,000円以下</td><td colspan="2">全額(b)</td></tr><tr><td>15,001～40,000円</td><td colspan="2">a×1/2+ 7,500円</td><td>12,001～32,000円</td><td colspan="2">b×1/2+ 6,000円</td></tr><tr><td>40,001～70,000円</td><td colspan="2">a×1/4+17,500円</td><td>32,001～56,000円</td><td colspan="2">b×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td colspan="2">35,000円(限度額)</td><td>56,001円以上</td><td colspan="2">28,000円(限度額)</td></tr></table> 【生命保険料控除計算表】 前年中に支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けて下記表で計算し、Jの金額を申告書の⑮に記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">一般</td><td>旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額</td><td>A</td><td>(上限35,000円) 円</td><td>計（A+B）</td><td>C</td><td>(上限28,000円) 円</td></tr><tr><td>新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額</td><td>B</td><td>(上限28,000円) 円</td><td>AとCのいずれか 大きい金額</td><td>D</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">個人 年金</td><td>旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額</td><td>E</td><td>(上限35,000円) 円</td><td>計（E+F）</td><td>G</td><td>(上限28,000円) 円</td></tr><tr><td>新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額</td><td>F</td><td>(上限28,000円) 円</td><td>EとGのいずれか 大きい金額</td><td>H</td><td>円</td></tr><tr><td>介護 医療</td><td>新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額</td><td>I</td><td>(上限28,000円) 円</td><td colspan="2">D+H+I</td><td>J</td><td>生命保険料控除(上限70,000円) 円</td></tr></table>										旧契約（平成23年12月31日以前締結分）					新契約（平成24年1月1日以後締結分）					計算式Ⅰ	支払保険料額(a)	控除額		計算式Ⅱ	支払保険料額(b)	控除額		15,000円以下	全額(a)		12,000円以下	全額(b)		15,001～40,000円	a×1/2+ 7,500円		12,001～32,000円	b×1/2+ 6,000円		40,001～70,000円	a×1/4+17,500円		32,001～56,000円	b×1/4+14,000円		70,001円以上	35,000円(限度額)		56,001円以上	28,000円(限度額)		一般	旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額	A	(上限35,000円) 円	計（A+B）	C	(上限28,000円) 円	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	B	(上限28,000円) 円	AとCのいずれか 大きい金額	D	円	個人 年金	旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額	E	(上限35,000円) 円	計（E+F）	G	(上限28,000円) 円	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	F	(上限28,000円) 円	EとGのいずれか 大きい金額	H	円	介護 医療	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	I	(上限28,000円) 円	D+H+I		J	生命保険料控除(上限70,000円) 円
		旧契約（平成23年12月31日以前締結分）					新契約（平成24年1月1日以後締結分）																																																																																
		計算式Ⅰ	支払保険料額(a)	控除額		計算式Ⅱ	支払保険料額(b)	控除額																																																																															
			15,000円以下	全額(a)			12,000円以下	全額(b)																																																																															
15,001～40,000円	a×1/2+ 7,500円		12,001～32,000円	b×1/2+ 6,000円																																																																																			
40,001～70,000円	a×1/4+17,500円		32,001～56,000円	b×1/4+14,000円																																																																																			
70,001円以上	35,000円(限度額)		56,001円以上	28,000円(限度額)																																																																																			
一般	旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額	A	(上限35,000円) 円	計（A+B）	C	(上限28,000円) 円																																																																																	
	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	B	(上限28,000円) 円	AとCのいずれか 大きい金額	D	円																																																																																	
個人 年金	旧保険料を上記計算式Ⅰの表で計算した金額	E	(上限35,000円) 円	計（E+F）	G	(上限28,000円) 円																																																																																	
	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	F	(上限28,000円) 円	EとGのいずれか 大きい金額	H	円																																																																																	
介護 医療	新保険料を上記計算式Ⅱの表で計算した金額	I	(上限28,000円) 円	D+H+I		J	生命保険料控除(上限70,000円) 円																																																																																
必要書類	支払額証明書等（写し不可）																																																																																						
地震保険料控除 ⑯	要 件	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料（※）を支払った場合 ※ 平成18年12月31日までに契約締結し、契約期間が10年以上かつ満期返戻金のあるもの																																																																																					
	控 除 額	<table><tr><td>ア</td><td>地震保険料</td><td colspan="8">支払額×1/2（上限25,000円）</td></tr><tr><td rowspan="3">イ</td><td rowspan="3">旧長期損害保険料</td><td colspan="4">～ 5,000円</td><td colspan="4">支払額全額</td></tr><tr><td colspan="4">5,001円～15,000円</td><td colspan="4">支払額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td colspan="4">15,001円～</td><td colspan="4">10,000円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>アとイの両方ある場合</td><td colspan="8">アにより求めた金額+イにより求めた金額 （上限25,000円）</td></tr></table> ※ 一つの保険契約で地震保険に係る契約と旧長期損害保険に係る契約のいずれにも該当する場合は、いずれか1つに該当するものとして計算します。										ア	地震保険料	支払額×1/2（上限25,000円）								イ	旧長期損害保険料	～ 5,000円				支払額全額				5,001円～15,000円				支払額×1/2+2,500円				15,001円～				10,000円				ウ	アとイの両方ある場合	アにより求めた金額+イにより求めた金額 （上限25,000円）																																					
		ア	地震保険料	支払額×1/2（上限25,000円）																																																																																			
		イ	旧長期損害保険料	～ 5,000円				支払額全額																																																																															
5,001円～15,000円				支払額×1/2+2,500円																																																																																			
15,001円～				10,000円																																																																																			
ウ	アとイの両方ある場合	アにより求めた金額+イにより求めた金額 （上限25,000円）																																																																																					
必要書類	支払額証明書等（写し不可）																																																																																						

種 類	控除を受けるための要件等																																																																											
ひとり親控除 寡婦控除 ⑰～⑱	要 件	<table><tr><td></td><td colspan="2">配偶者関係</td><td colspan="2">死 別</td><td colspan="2">離 別</td><td colspan="2">未 婚</td></tr><tr><td rowspan="4">本人が女性</td><td>本人合計所得（円）</td><td>500万以下</td><td>500万超</td><td>500万以下</td><td>500万超</td><td>500万以下</td><td>500万超</td></tr><tr><td>扶養親族：「子」有り</td><td>30万</td><td>－</td><td>30万</td><td>－</td><td>30万</td><td>－</td></tr><tr><td>扶養親族：「子以外」有り</td><td>26万</td><td>－</td><td>26万</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>扶養親族：なし</td><td>26万</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="4">本人が男性</td><td>本人合計所得（円）</td><td>500万以下</td><td>500万超</td><td>500万以下</td><td>500万超</td><td>500万以下</td><td>500万超</td></tr><tr><td>扶養親族：「子」有り</td><td>30万</td><td>－</td><td>30万</td><td>－</td><td>30万</td><td>－</td></tr><tr><td>扶養親族：「子以外」有り</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>扶養親族：なし</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>									配偶者関係		死 別		離 別		未 婚		本人が女性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超	扶養親族：「子」有り	30万	－	30万	－	30万	－	扶養親族：「子以外」有り	26万	－	26万	－	－	－	扶養親族：なし	26万	－	－	－	－	－	本人が男性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超	扶養親族：「子」有り	30万	－	30万	－	30万	－	扶養親族：「子以外」有り	－	－	－	－	－	－	扶養親族：なし	－	－	－	－	－	－
			配偶者関係		死 別		離 別		未 婚																																																																			
		本人が女性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超																																																																			
			扶養親族：「子」有り	30万	－	30万	－	30万	－																																																																			
			扶養親族：「子以外」有り	26万	－	26万	－	－	－																																																																			
			扶養親族：なし	26万	－	－	－	－	－																																																																			
		本人が男性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超																																																																			
			扶養親族：「子」有り	30万	－	30万	－	30万	－																																																																			
			扶養親族：「子以外」有り	－	－	－	－	－	－																																																																			
			扶養親族：なし	－	－	－	－	－	－																																																																			
※「子」：総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない子 ※「子以外」：合計所得金額が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない方 ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方はひとり親控除、寡婦控除対象外																																																																												
控 除 額	ひとり親控除 30万円 寡婦控除 26万円																																																																											
障害者控除 ⑲	要 件	本人又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合																																																																										
	控 除 額	同居特別障害者		53万円	特別障害者に該当し、申告者、配偶者又は申告者と生計を一にするその他の親族との同居を常としている方																																																																							
		特別障害者		30万円	身体障害者手帳に記載の障害の程度が１級又は２級の方 精神障害者保健福祉手帳に記載の障害等級が１級の方 重度の知的障害者と判定された方 など																																																																							
		その他障害者		26万円	障害のある方で上記に該当しない方																																																																							
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象認定書																																																																											
勤労学生控除 ⑳	要 件	大学・高等学校等の勤労学生で本人の合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合																																																																										
	控 除 額	26万円																																																																										
	必要書類	在学証明書、学生証等																																																																										
配偶者控除 ㉑ 配偶者特別控除 ㉒ 同一生計配偶者	要 件	生計を一にする配偶者が下記（控除額欄に記載）に該当する場合																																																																										
		※ 同一生計配偶者：生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の方																																																																										
	控 除 額	配偶者の前年の合計所得金額			納税義務者の前年の合計所得金額																																																																							
					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																																				
		配偶者 控除	58万円 以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円 【注】																																																																				
				配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円																																																																					
		配偶者 特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	0円																																																																				
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円																																																																					
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円																																																																					
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円																																																																					
115万円超 120万円以下			16万円	11万円	6万円																																																																							
120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円																																																																							
125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円																																																																							
130万円超 133万円以下			3万円	2万円	1万円																																																																							
133万円超		0万円	0万円	0万円																																																																								
【注】配偶者の合計所得金額が58万円以下かつ納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者欄に氏名を記載し、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄のチェックボックスに☑してください。 ※配偶者の年齢は、課税年度の1月1日で判定されます。 次の場合は配偶者控除㉑・配偶者特別控除㉒・同一生計配偶者及び扶養控除㉓の要件に該当しません。 ・ 他の方の扶養親族とされている ・ 青色専従者で給与支払いを受けている ・ 白色専従者である ・ 申告者本人を対象として配偶者特別控除を受けている																																																																												

種 類	控除を受けるための要件等				
扶養控除 ㉓	要 件	生計を一にする親族（血族 6 親等以内、姻族 3 親等以内）の 合計所得金額が58万円以下 の場合			
	控 除 額	扶養控除	生年月日	控除額	※ P 9（配偶者控除の控除額欄下部）の場合は扶養控除が受けられません。 ※ 同居老親とは、老人扶養親族のうち申告者本人又は配偶者の直系尊属で申告者本人又は配偶者との同居を常としている方です。
		一 般	下記以外	33万円	
		老人	～ S31. 1. 1	38万円	
		同居老親		45万円	
		特 定	H15. 1. 2 ～ H19. 1. 1	45万円	
		年 少	H22. 1. 2 ～	0円	
特定親族特別控除 ㉔	要 件	生計を一にするH15. 1. 2～H19. 1. 1生まれの特定扶養親族（血族 6 親等以内、姻族 3 親等以内）の合計所得が58万円を超える場合			
	控 除 額	特定扶養親族の前年の合計所得金額		控除額	
		58万円超95万円以下		45万円	
		95万円超100万円以下		41万円	
		100万円超105万円以下		31万円	
		105万円超110万円以下		21万円	
		110万円超115万円以下		11万円	
		115万円超120万円以下		6万円	
		120万円超123万円以下		3万円	
基礎控除 ㉕	控 除 額	合計所得金額	基礎控除	※ 合計所得金額が2, 500万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。	
		2, 400万円以下	43万円		
		2, 400万円超2, 450万円以下	29万円		
		2, 450万円超2, 500万円以下	15万円		
雑損控除 ㉗	要 件	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の所有する資産が災害等により損失を受けた場合			
	控 除 額	次のうち、いずれか多い方の金額 ア （損害額＋災害関連支出金額） －（保険金等補てん額）－（総所得金額等 × 10%） イ （災害関連支出金額 － 保険金等補てん額）－ 50, 000円 ※ 災害関連支出金額とは、住宅・家財の取壊しや除去費用、原状回復費用等			
		必要書類	領収書等		
医療費控除 ㉘	要 件	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支出した場合			
	控 除 額	医療費（保険金等補てん額を差し引いた後の額）から、次のうちいずれか少ない方の金額を控除した金額（控除限度額200万円） ア 総所得金額等の合計額 × 5% イ 10万円			
		必要書類	医療費控除の明細書（14ページに様式あり） ※領収書のみ添付では申告できません。		

種 類	控除を受けるための要件等	
【特例】 医療費控除 ⑳ (セルフメディケーション税制)	要 件	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、本人又は本人と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合 なお、医療費控除の特例であり、上記医療費控除との選択適用となります。 ※ 医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費
	控 除 額	購入費（保険金等補てん額を差し引いた後の額）－ 12,000円 ※ 上記金額が88,000円を超える場合は88,000円
	必要書類	セルフメディケーション税制の明細書及び適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ※領収書の添付では申告できません。

申告書の書き方（例）

右ページの申告書は下記の内容で記載しています。

申告する内容		
申告者	桑名 太郎（昭和 34 年 1 月 10 日生）	
収入	公的年金収入：2,000,000 円 給与収入：500,000 円	
控除	社会保険料控除	国民健康保険税 200,000 円 介護保険料 70,000 円 ※ 年金の源泉徴収票より
	生命保険料控除	新一般生命保険料 95,000 円 介護医療保険料 85,000 円
	地震保険料控除	地震保険料 60,000 円
	配偶者控除	妻：桑名 花子（昭和 35 年 4 月 20 日生）
	扶養控除 障害者控除	父：桑名 一郎（昭和 6 年 5 月 7 日生） ※ 申告者と同居、障害者手帳 1 級所持
	医療費控除	支払った医療費 380,000 円 保険金などで補てんされる金額 150,000 円

◎ 所得・控除の種類（事業専従者・別居扶養親族・寄付金控除等）により、申告書裏面にも記入が必要な場合があります。記入漏れのないよう、ご確認ください。

◎ 「4 所得から差し引かれる金額」の記入は省略できます（職員が計算します）。 

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書

(宛先)
桑名市長

令和 年 月 日
提出

住所	桑名市中央町〇丁目〇番地		台帳番号	
フリガナ	クワナ タロウ	氏名・住所等(必ず記入)	宛名番号	
氏名	桑名 太郎	生年月日	個人番号(マイナンバー、12桁)	〇△× 〇△× 〇△× 〇△×
電話番号	000-0000-0000 (自宅・携帯・代理人)	代理人	本人との関係()	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	年金の源泉徴収票	270,000 円
⑮ 生命保険料控除	合計	
	新個人年金保険料の計	95,000 円
	旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計	85,000 円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	60,000 円
	旧長期損害保険料の計	

⑰ 寡婦控除	☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚	⑱ ひとり親控除	☐
⑲ 障害者控除	身体・精神・療育 級/度	⑳ 勤労学生控除	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に関する事項			
配偶者の氏名		生年月日	合計所得
桑名 花子		S35. 4. 20	〇 万円
☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を)		障害の程度 身・精・療 級/度	
		個人番号(12桁)	0000 △△△△ ××××
㉓～㉔ 扶養親族に関する事項(⑲障害者控除含む)			
氏名	生年月日	16歳未満	特定扶養
桑名 一郎	S6. 5. 7	○	○
続柄	父	障害の程度 身・精・療 級/度	1 級/度
同居別居	同・別	個人番号(12桁)	△△△△ ×××× 0000
氏名	生年月日	16歳未満	特定扶養
		○	○
続柄		障害の程度 身・精・療 級/度	
同居別居	同・別	個人番号(12桁)	
氏名	生年月日	16歳未満	特定扶養
		○	○
続柄		障害の程度 身・精・療 級/度	
同居別居	同・別	個人番号(12桁)	

※ 特定扶養 平成19年1月2日、平成19年1月11日生まれ(19～22歳)の方
※ 別居の扶養親族等がある場合は、裏面に氏名及び住所を記入してください。
※ 合計所得欄には収入金額を記入しないようご注意ください。

⑳ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉓ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	

事業	営業等	ア	円
1 収入金額等	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	500,000
	公的年金等	キ	2,000,000
雑	業務	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時	シ		
2 所得金額	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	0
	公的年金等	⑦	900,000
雑	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
合計		⑫	900,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	270,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	56,000
	地震保険料控除	⑯	25,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰	
	障害者控除、勤労学生控除	⑱	530,000
	配偶者控除	⑲	330,000
	配偶者特別控除	㉑	
	扶養控除	㉒	450,000
	特定親族控除	㉔	
	基礎控除	㉕	430,000
	⑬～㉕までの計	㉖	1,091,000
	雑損控除	㉗	
	医療費控除	㉘	185,000
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙	2,276,000

本	家	他	郵	投
非課税収入があった場合、項目に☑を付け年間で受け取った金額を記入してください。				
☐ 障害年金				
☐ 遺族年金				
☐ 戦傷病者の恩給				
☐ 雇用保険の失業給付				
☐ その他()				
年間受給額				
円				
前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日)の所得(収入)がなかった方は、「2 所得金額の合計⑫」の欄に「0」と記入してください。				
収入がなかった方、非課税収入のみの方はこちら				
給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法				
☐ 給与から天引き(特別徴収)				
☐ 自分で納付(普通徴収)				
☐ 控除のみ追加				
☐ その他裏面記載あり				
受付印				
本人確認	番号確認	委任状		
有・無	有・無	有・無		
受付	入力	検算		

注1) 裏面にも記載する欄があります。

注2) 分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

令和 年度 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医 療 費 の 区 分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険（高額療養費など） などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医 療 費 の 合 計	A	(㉗+㉘)	円	B	(㉙+㉚)	円
-------------	---	-------	---	---	-------	---

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで補てんされる金額		
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
[D] × 0.05	(赤字のときは0円)	
[E] と 10 万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 ([C] - [F])	(最高200万円、赤字のときは0円)	

申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑳医療費控除」に転記してください。

申告書の「2 所得金額」の「㉑合計」の金額を転記してください。
 (注)次の場合には、それぞれの金額を加算してください。
 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
 ・他に申告分離課税の所得がある場合……その所得金額
 (特別控除前の金額)

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の「㉑医療費控除」に転記してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和 年度 市・県民税申告書の添付書類台紙

本人確認書類（コピー）の貼付欄

収入や控除の証明（原本）の貼付欄

※ 裏面にも予備の貼付欄あり

予備の貼付欄